

法人税実務事例検討

業務委託料の支払の一部が寄附金に該当する場合
における法人税及び消費税の取扱い

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

業務委託料の支払の一部に寄附金が含まれていた場合、支出した法人の所得金額の計算において寄附金の損金不算入額が生じるが、消費税の仕入税額控除の額には影響が生じない。

事 例

当社は、新型コロナ関連の補助金や給付金の収入もあり黒字決算が見込まれたことや、当社の子会社であるA社（持株比率80%）が赤字であることから、A社に対する業務委託契約の金額を増額して支払うこととしました。

具体的には、当社からA社への業務委託料の支払は月額100万円でしたが、期中から150万円に増額することで当社とA社は覚書を締結し、当期中の6か月は150万円を支払っています。

なお、A社は赤字ではありますが、債務超過の状態ではないため、A社の役員報酬及び従業員賞与の削減等の具体的な再建計画は策定していませんし、当社からA社に対して委託する業務内容が変更されたわけでもなく、A社の赤字を解消することを主たる目的として業務委託料を増額したものです。

【当社の会計処理】

| | | | | |
|--------|-------------|---|------|-------------|
| 業務委託料 | 15,000,000円 | ／ | 現金預金 | 16,500,000円 |
| 仮払消費税等 | 1,500,000円 | ／ | | |

(注) 月額100万円×6か月＋月額150万円×6か月＝1500万円

【A社の会計処理】

| | | | | |
|------|-------------|---|--------|-------------|
| 現金預金 | 16,500,000円 | ／ | 受託収入 | 15,000,000円 |
| | | ／ | 仮受消費税等 | 1,500,000円 |